平成２４年（フ）第２７８号
愛媛県松山市西垣生町275番地の３
債務者　佐原　靖彦
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
愛媛県松山市西垣生町275番地の３
債務者　佐原美代子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８２号
愛媛県松山市北久米町153番地　久米団地232号
債務者　加藤　道子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
福岡県小郡市小郡630番地49
債務者　新井　由美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０９号
福岡県久留米市本山１丁目13番35号　サンライズ本山Ⅱ107号
債務者　江崎　博文
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１１号
福岡県久留米市小森野４丁目19番25号
債務者　高田　初幸
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１２号
福岡県久留米市上津町2046番地１　ロイヤルレセンテＢ棟106号
債務者　甲斐田美紀
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１３号
福岡県久留米市城島町城島36番地８　リバーキャッスル201号
債務者　森　　祐太
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県柳川市三橋町棚町648番地
債務者　河島　宣代
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１
債務者　靏野美佐江
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８５号
福岡県田川市寿町７―59　グレース恵寿106、住民票上の住所福岡県田川市大字糒1907番地23
債務者　沼口　裕二
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県田川市大字伊田3478番地１
債務者　濱田　義隆
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２４７号
宮崎市桜町２番地21　Ｔ．プロムナード205号
債務者　関口　晃司
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６６号
宮崎県都城市豊満町1245番地１
債務者　田代真智子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７９号
鹿児島県薩摩郡さつま町求名11216番地１、前住所鹿児島県日置市伊集院町飯牟礼905番地１　飯牟礼東住宅１号棟２
債務者　米丸　泰弘
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町7896番地、前住所鹿児島県出水市高尾野町大久保7705番地
債務者　八田　史依（旧姓村尾）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
沖縄県浦添市伊祖２丁目18番６―301号　オアシスＳＵＭＩ
債務者　内間　千春（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部